

議案第25号

佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が令和6年12月2日から施行されることに伴い、現行の被保険者証が廃止され、新たに資格確認書等の引渡し及び返還の受付事務が発生するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、佐賀県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月7日提出

基山町長 松田 一也

提案理由

関係地方公共団体が処理する事務の変更に伴う広域連合規約の変更を行う際には、関係地方公共団体の協議によりこれを定め県知事の許可を受けることとなっており、その協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要がある。

令和6年6月14日原案可決

別紙

佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（案）

佐賀県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年佐賀県指令18市町村第010012号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。